

### 3-10 認知症高齢者グループホームの外部評価について

(ア) 認知症高齢者グループホームについては、平成14年10月から外部の第三者によるサービス評価を義務付け、少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関による外部評価を受けなければならないものとしているが、平成16年9月末までに指定を受けた事業所については、平成17年9月末までの間に1回受ければ足りるものとして差し支えないこととする経過措置を設けている。

認知症介護研究・研修東京センター（以下、「東京センター」という。）では、これまでに道府県からの依頼を受け、4,899のグループホームの外部評価を実施したところである。外部評価の評価結果については、9月末までにWAMNETに公開することとなり、公開済みになった道府県へは、東京センターから完了報告書が送付されることとなるので、内容を確認されたい。

また、既に評価を終えたグループホームのうち、市町村合併等により事業者番号が変更されている場合は、WAMNETの掲載が消去されることとなることから、新事業所番号による掲載が必要である。東京センターで外部評価を実施したグループホームのうち、事業所番号に変更があるグループホームの名称及び新事業所番号を取りまとめ、10月20日までに東京センターに連絡願いたい。期日までに届け出られたグループホームについては、東京センターにおいて新事業所番号を付した公開手続きを行うこととしている。

(イ) 平成17年9月末までの間、外部評価は東京センターに依頼することができるものとするという経過措置を講じているところであるが、従来から説明しているとおり、平成17年10月からは各都道府県において選定した評価機関による外部評価を受けることとなることから、「指定認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について」を参考に、業務を円滑に移行されたい。

なお、東京センターでは、各都道府県が選定した評価機関が、円滑かつ適

正な評価を実施していくことを目的として、評価機関の業務の実態等に関する調査を実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

また、東京センターでは、外部評価が円滑に実施されるよう、人材育成の面から支援していくこととし、評価調査員の新規養成研修及びフォローアップ研修を実施することとしているので、活用願いたい。